

平成21年度定期監査（7）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（7）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成21年11月13日から同月30日までの間において実日数8日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、平成20年度の予算執行および財産管理等が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、また、経済性、効率性、有効性においても適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

(3) 監査の視点

学校配当予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理は適正か、現金および郵券等の管理は適正か、各種契約の締結、履行内容は適切か、的確な施設管理を行っているか、給食費未納者への対応が適切か、私費会計の管理は適正か等を主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

(4) 監査対象部課

ア 教育委員会

・小学校19校 小竹、豊玉第二、豊玉東、開進第二、開進第四、北町西、練馬第二、田柄、春日、光和、関町北、大泉第一、大泉第三、大泉東、大泉南、大泉学園緑、泉新、富士見台、八坂

・中学校10校 旭丘、豊玉、開進第四、北町、練馬東、光が丘第二、光が丘第三、上石神井、大泉北、八坂

・幼稚園 光が丘むらさき幼稚園

イ 健康福祉事業本部 児童青少年部

・小学校内学童クラブ11か所

豊玉第二小、開進第二小、開進第四小、北町西小、田柄小、大泉第三小、大泉東小、大泉学園緑小、泉新小、富士見台小、八坂小

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、災害共済給付金の事務処理およびU S Bメモリの管理方法について不十分な点が見られたので指導した。